

(別紙)

「京丹後市地域防災計画（原子力災害対策編）（案）」及び「京丹後市原子力災害住民避難計画（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目（ア）	意見要旨（イ：内容 ウ：理由）	市の考え方
受付1番 提出日：平成25年3月28日		
防災計画 P17 8 モニタリング体制等について	イ 各地域の市民局や学校などにもモニタリングポストもしくは、それに相当する設備の設置をお願いします。	緊急時モニタリングについては、国が検討を進めているところですが、国及び京都府の緊急時モニタリングに協力することはもとより、本市独自の緊急時モニタリングについても検討してまいります。 また、職員に対する原子力防災研修の積極的な活用により人材育成に努めます。
	ウ 放射能は風向きや地形によってどのように流れていくか予想がつかず例えば峰山町では値が低くても、丹後町では値が高いということも考えられます。 町単位よりもっと細かい地域単位でも違いがでることも考えられます。地域毎に細かく測定していなければ安心できる体制とはいえないため。	
防災計画 P43 5 安定ヨウ素剤の予防服用について	イ ヨウ素剤について、各地域の市民局や保育所、学校などでの常時備蓄と服用の準備をお願いします。 また各家庭への配布も検討をお願いします。	安定ヨウ素剤の予防服用については、30km圏内のUPZ地域においても現在、国において原子力災害対策指針に記載する方向で検討されております。 そのため、指針の検討結果や今後示される最新の知見を踏まえ、本市の計画を逐次見直し、必要に応じて計画の修正・改正を行ってまいります。
	ウ ヨウ素剤を効果的に服用するためには、被ばく前に服用する必要があるため、市民が被ばく前に服用出来るようするためには、事故が起きてから各地域に配布していたのでは間に合わないことが想定されるため。 また特に影響の大きい幼児などを優先的に服用可能にするためには、事故時に幼児がいる可能性の高い施設に用意しておくことが必要だと思われるため。 さらには、各家庭に配布することで、深夜など緊急の場合にも服用できる可能性が高まるため。	
避難計画 P9 7 自治会との連携について	イ、自治会への名簿の提供は、事故が起こる以前から定期的に最新のものを提供しておくことが必要ではないでしょうか。 (法律的に難しいのかもしれませんが、なんらかの対策が必要だと思います)	市としては、最低限個人情報保護の点からも事故発生後の「警戒体制」となった時点ですべての自治会に最新の「住民名簿」を提供します。また、災害時要援護者については、「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき対応し

項目 (ア)	意見要旨 (イ:内容 ウ:理由)	市の考え方
	<p>ウ、事故が起きてから名簿による確認を行なっているのは要援護者を含む住民全員の搬送・移動に混乱が生じ、漏れがでてしまう可能性があると思います。</p>	<p>たいと考えています。 事故が起こる以前からの提供の在り方については、法令的な点も合わせて引き続き問題意識を高くしながら、そのあり方を検討してまいります。</p>
<p>受付2番 提出日：平成25年4月3日</p>		
<p>「警戒事象発生の通報」、「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」について</p>	<p>イ 宮津市、綾部市ほか、30km 圏内の指定自治区と同様に高浜原発、大飯原発から直接の連絡を受けられる様に変更</p> <p>ウ 30k 圏内で区切られることは地形風向き等により正しいとは思いません。国の方針は30で一区切りですが、自主防災に取り組む市として(しかも50k 圏内)、一刻を争う正しい情報は受け取る権利は無いのでしょうか。</p> <p>大飯原発から3カ所もの機関を通して後にしか京丹後市は情報を受け取る事が出来ない現状は、災害時に於ける緊急性・迅速な対応には弊害となり、市民の健康を大きく損ね被害を甚大にする可能性を含んでいます。</p> <p>天災人災双方とも、情報伝達の遅れが市民の命とりとなる事は、3.11の教訓です。</p>	<p>現在、原子力事業者からの情報を直接入手出来る体制になっておりませんが、京都府から宮津市、綾部市等30km 圏内へ提供される情報を、同様に同時に入手出来る体制となっております。</p>
<p>安定ヨウ素剤の予防服用について医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。について</p>	<p>イ 保育園児、小学生、中学生については、各学校に備蓄または、事故後の配布時の配布場所として指定して欲しい。</p>	<p>安定ヨウ素剤の予防服用については、30km 圏内のUPZ 地域においても、現在、国において原子力災害対策指針に記載する方向で検討されております。</p> <p>そのため、指針の検討結果や今後示される最新の知見を踏まえ、本市の計画を逐次見直し、必要に応じて計画の修正・改正を行ってまいります。</p>

項目 (ア)	意見要旨 (イ:内容 ウ:理由)	市の考え方
	<p>ウ 原発被害の50km圏内住人にはヨウ素剤を各家庭に常備配布すべきだと考えます。</p> <p>ヨウ素剤の服用については、いつ、どこで、誰が、どのように手に入れる事が出来るのかが、明確でなければ効力を発揮できる物ではありません。</p> <p>府県レベルの判断任せで、危機時に於いての判断時期が遅れる事もあるとはなりませんし、こと、ヨウ素服用については、迅速に配布服用が無ければ、子供達の将来に大きな健康被害をもたらします。最も必要とする子供達に「迷う事無く取りにゆく場所が決まっており、短時間で取りにゆく事が出来る」事を一親として明確にして頂きたいです。</p>	
<p>受付3番 提出日：平成25年4月2日</p>		
<p>計画そのもの</p>	<p>防災計画がより充実したものになるように、委員会のメンバーに災害弱者の現場を代表されるような方を採用されたらよいのではないかと思います。</p> <p>具体的なアクションプランが、より充実したものになるよう、これから成り行きを見させていただきたいと思います。</p>	<p>しっかりと受け止めて、前向きに検討してまいります。</p>
<p>受付4番 提出日：平成25年4月4日</p>		
<p>P32～P34 「警戒事象発生の通報」、「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」について</p>	<p>イ 原子力災害発生時の情報伝達の流れのなかで京丹後市は関西電力から直接情報提供を受けるのではなく、京都府から連絡を受けるということになっておりますが、関西電力から直接連絡をうけられるようにしていただくと良いと思います。</p> <p>ウ 福島第一原発の事故において、支持命令系統の混乱や情報の錯綜が、判断を遅らせ、無用な被曝や水素爆発などを招いたということが指摘されております。このことから私は重要なのは正確な情報入手と迅速な判断だと感じております。</p> <p>京都府だけでなく近隣の自治体との協力は不可欠で、他自治体と役割分担をし、連携をとりながらでないと何事も判断、行動できないとは思</p>	<p>現在、原子力事業者からの情報を直接入手出来る体制になっておりませんが、京都府から宮津市、綾部市等30km圏内へ提供される情報を、同様に同時に入手出来る体制となっております。</p>

項目 (ア)	意見要旨 (イ:内容 ウ:理由)	市の考え方
	<p>いますが、迅速に正確な情報を把握することで防げる事故、被曝もあると思います。</p>	
<p>P43-5 P23-4</p>	<p>イ 安定ヨウ素剤を各家庭にあらかじめ配布していただきたい。それが不可能であれば、あらかじめ配布場所を確定しておき、事故時にどこでヨウ素剤を手に入れられるかということを知っていただきたい。</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素を吸い込んでしまうような事象が発生する前に服用することで十分な効果が得られ、時間の経過とともにその効果も薄れると聞いております。ですので、原発事故後なるべく早い時点で服用できるように各家庭に家族人数分を配布しておくことと十分な効果が期待できると思います。ヨウ素剤の取り扱いには医師の指示が必要であるということであれば、診療所や病院に協力を仰ぎ、事故時にすぐに配布できる体制を整え、地区ごとにどの診療所または病院にとりに行くべきかを住民に周知しておくなどして、少しでも被曝を防げるような方策を考えていただきたいです。</p>	<p>安定ヨウ素剤の予防服用については、30km圏内のUPZ地域においても現在、国において原子力災害対策指針に記載する方向で検討されております。</p> <p>そのため、指針の検討結果や今後示される最新の知見を踏まえ、本市の計画を逐次見直し、必要に応じて計画の修正・改正を行ってまいります。</p>
<p>P17～18</p>	<p>イ モニタリングポストの設置箇所をふやしていただきたい。</p>	<p>緊急時モニタリングについては、国が検討を進めているところですが、国及び京都府の緊急時モニタリングに協力することはもとより、本市独自の緊急時モニタリングについても検討してまいります。</p>
	<p>ウ 京丹後市においてモニタリングポストは一箇所しかないようですが、あらかじめ増やしておいたほうがよいのではないのでしょうか。</p> <p>福島第一原発の事故でも単純に距離によって放射性物質濃度が濃くなったり、薄くなったりするわけではなく、ホットスポットと呼ばれる場所のように距離に関係なく放射性濃度が濃い地点が点在しておりました。そのようなホットスポットを発見するためにもモニタリングポストを可能な限り増やしていただきたいと感じます。各町に2～3箇所が理想だと思いますが、最低各町に1箇所くらいは必要だと感じます。</p>	<p>また、職員に対する原子力防災研修の積極的な活用により人材育成に努めます。</p>

項目 (ア)	意見要旨 (イ:内容 ウ:理由)	市の考え方
受付5番 提出日:平成25年4月4日		
第1編 総則 第1章 計画の目的等 (P2)	イ 本市が福島第1原発の事故における事態をふまえて、PAZ やUPZ に係らずとも、市民の安全のために防災対策を充実しようとしている、その前向きな主旨をもっと前面に出してもいいのではないかと。 ウ 京丹後市民が安心安全に暮らすために、行政・各関係機関と共に、住民も一緒に考え、行動していこうとする意欲につなげてほしい。そのリーダーシップとしての行政の役割を主張してほしい。	2 ページ上段に加え、第6章の6 ページ上段において、本市の取組みの考え方を記載して、「防護相当措置」として取組む旨を示しており、その姿勢を大事に積極的な行政運営をしてまいります。
第11章 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	イ ① 原子力災害に対する予防に関する情報も加えてほしい。市民の暮らし方（食生活・住環境など）や、地域コミュニティのあり方など、守っていくこと改善していくことなどの情報も提供してほしい。 ② 知識の普及にとどまらず、住民の関心を高め、主体的な活動を支援することも考えてほしい。 ウ 行政からの指示を待つだけでなく、私達自らが自分自身の安全や家族、地域を守っていこうとする力を育てていきたい。	住民に関心を持って頂くことは防災上、必要不可欠なことです。そのために必要な情報を「ホームページ、広報紙、パンフレット等により住民等に対し広報活動を実施するものとする。」として27 ページに10 項目記載しておりますが、積極的な情報提供に努めてまいります。
受付6番 提出日:平成25年4月4日		
防災計画 (P25) について	イ 速報メール登録者数を増やす対策をして下さい。 ウ 災害時に何より大切なのは情報だと思います。	26 ページの5に記載していますように市民に向けて、情報の入手方法を積極的にお知らせします。
避難計画について	イ 観光客を帰宅させるべきかどうか、また市民も外出先にいた場合、帰宅するかどうか。この後、具体的な行動計画 (?) を策定すると思いますが、現実的な方法を考えていただきたいです。	住民避難計画の16 ページに記載していますように、観光客等市民以外の方には、市外退去を呼び掛けますし、市民が外出している場合には、帰宅を呼び掛けます
受付7番 提出日:平成25年4月5日		
第2編・第5章 避難収容活動体制の整備 P.21 3 災害時要援護者等の避難誘導・搬送体制の整備について	イ 放射線の影響を受けやすい乳幼児及び妊婦の市外避難を定めて下さい。	ご指摘のとおり、乳幼児、妊産婦は放射線の影響を受けやすいとされており、22 ページ(3)に記述していますように十分配慮して対応したいと考えています。

項目（ア）	意見要旨（イ：内容 ウ：理由）	市の考え方
	<p>ウ)この防災計画にも記述されているように影響を受けやすい乳幼児や妊婦は優先的に放射線から遠ざける処置をするべきだと思います。</p> <p>大人より影響を受けやすいとされる放射性ヨウ素の被ばくだけでも避ける事ができれば親子共に少しでも安心できるのではないのでしょうか。更に、将来のある幼児や子供といった様に放射能に対して抵抗が弱い者に対する防災計画案が出来ることを望みます。</p>	
<p>受付8番 提出日：平成25年4月5日</p>		
<p>第2編 原子力災害事前対策計画 第8章 住民等への的確な情報伝達体制の整備 1</p>	<p>イ 防災行政無線等による、災害対応フェーズに併せた定期的な情報伝達（緊急事態発生後24時間以内は3時間毎、同72時間以内は6時間毎、同3か月以内は1回/日など）体制の整備を望む。</p> <p>*情報伝達頻度、期間については要検討。</p> <p>より具体的には、</p> <p>①現場での情報伝達の要（かなめ）となる防災行政無線等実施者の常・非常時の確保と役割確認</p> <p>②「状況変化なし」「状況が不明」等の際の情報伝達内容の検討</p> <p>③市内居住者および避難者以外の関係機関、市外避難者等への周知を行える市ホームページトップでの定期情報開示を確実にを行うための情報更新体制の整備</p> <p>④常時における情報開示業務担当者のホームページ等の更新業務実施と副担当者の設置</p>	<p>災害発生時の情報伝達の頻度や内容について「情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供」を確実にを行うために、マニュアルの整備等を検討してまいります。</p>
	<p>ウ、緊急時に情報が定期的になされれば無闇に混乱しなくて済み、また安心であるため。</p> <p>*防災計画 第3編 緊急事態応急対策計画 第9章 住民等への的確な情報伝達活動1（2）に「定期的な情報提供に努めるものとする」とあるが、情報伝達を迅速かつ正確に行えばそれで良いという計画に見える。正確性と迅速さは緊急時対策計</p>	

項目（ア）	意見要旨（イ：内容 ウ：理由）	市の考え方
	<p>画の上では最低限の実施目標として、真に住民等の不安や不信、混乱を招かないためには本項記載にもある「情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供」を確実にを行うための事前の体制整備が必要。</p> <p>■理由2 復興庁の『東日本大震災における震災関連死に関する報告』によると、特に福島原発災害の避難者等に対しては肉体的な疲労に加え精神的ストレスによって亡くなった方が多いと指摘されている。 今後生活はどうなるのか、避難はいつまで続くのか等の不安解消につながる「適切な公的な啓発活動・リスクコミュニケーションを行うことが不可欠」としている。</p> <p>災害発生から数カ月の時点において、人的資源が十分でなく、皆が不安に思っている状況下において、自助・共助によって弱い立場にいる人々をサポートしていくため、定期的な情報伝達体制が必要。</p>	
受付9番 提出日：平成25年4月9日		
防災計画（P4）計画の修正に際し遵守すべき指針	イ 「原子力災害対策指針」の内容を、より市民の安全を守れる内容にするよう、ぜひ働きかけてください。	「原子力災害対策指針」は、国の原子力規制委員会が、今回の福島第一発電所の事故や国際基準、国際的議論を踏まえて定める（検討されて改定されていく）ものです。
	ウ 原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の中の様々な数値は、通常時に於いて国が定めている『一般公衆の被曝限度年1mSv』を大きく上回るものであり、市民の安全を最優先に考えている内容とは思えないため。特に被曝の影響が大きい妊婦、乳幼児などにOILの数値等を当てはめることはとても現実的だとは思えません。	ご指摘のとおり、乳幼児、妊産婦は放射線の影響を受けやすいとされており、22ページ(3)に記述していますように十分に配慮して対応したいと考えています。
防災計画（P8）OILと防護措置（原子力災害対策指針）	イ より厳しい防護措置を実施する基準を設定するよう、ぜひ働きかけてください。	同上

項目 (ア)	意見要旨 (イ:内容 ウ:理由)	市の考え方
	<p>ウ 原子力規制委員会が定める OIL の数値は、通常時に於いて国が定めている「一般公衆の被曝限度年 1mSvJ を大きく上回るものであり、市民の安全を最優先に考えている数値とは考えられないため。特に被曝の影響が大きい妊婦、乳幼児などにこの数値を当てはめることはとても現実的だとは思えません。</p>	
<p>防災計画 (P17) 8 モニタリング体制等</p>	<p>イ 各地域の市民局や学校などにもモニタリングポストもしくは、それに相当する設備の設置をお願いします。</p>	<p>緊急時モニタリングについては、国が検討を進めているところですが、国及び京都府の緊急時モニタリングに協力することはもとより、本市独自の緊急時モニタリングについても検討してまいります。</p> <p>また、職員に対する原子力防災研修の積極的な活用により人材育成に努めます。</p>
	<p>ウ 放射能は風向きや地形によってどのように流れていくか予想がつかず、例えば峰山町では値が低くても、丹後町では値が高いということも考えられます。町単位よりもっと細かい地域単位でも違いがでることも考えられます。地域毎に細かく測定していなければ安心できる体制とはいえないため。</p>	
<p>防災計画 (P42) 3 広域一時滞在</p>	<p>イ 府内の他の市町村への避難、または他の都道府県の市町村への避難の必要性が生じる前に他市町村または他の都道府県との協議を行い、避難先を事前に決定してください。</p>	<p>京都府及び関西広域連合の調整のもと、京丹後市としても、避難先について検討してまいります。</p>
	<p>ウ 京丹後市外への避難が必要と判断されてからの他市町村協議では、一刻を争う放射性物質からの避難が間に合わない可能性があるため。</p>	
<p>防災計画 (P43) 5 安定ヨウ素剤の予防服用</p>	<p>イ ヨウ素剤について、各地域の市民局や保育所、学校などでの常時備蓄と服用の準備をお願いします。</p> <p>また、各家庭への配布も検討をお願いします。</p>	<p>安定ヨウ素剤の予防服用については、30km 圏内のUPZ 地域においても現在、国において原子力災害対策指針に記載する方向で検討されております。</p>
	<p>ウ ヨウ素剤を効果的に服用するためには、被ばく直前に服用する必要があるため、市民が被ばく前に服用出来るようするためには、事故が起きてから各地域に配布していたのでは間に合わないことが想定されるため。</p> <p>また、特に影響の大きい幼児などを優先的に服用可能にするためには、事故時に幼児がいる可能性の高い施設に用意しておくことが必要だと思われるため。</p>	<p>そのため、指針の検討結果や今後示される最新の知見を踏まえ、本市の計画を逐次見直し、必要に応じて計画の修正・改正を行ってまいります。</p>

項目 (ア)	意見要旨 (イ:内容 ウ:理由)	市の考え方
	さらには、各家庭に配布することで、深夜など緊急の場合にも服用できる可能性が高まるため。	
避難計画 (P4) (1) 避難等の判断基準と対応手順	イ [対応手順]に避難指示の流れは、国→府→市→市災害対策本部→市民となっていますが、市内に設けたモニタリングポストの数値によっては、上からの連絡を待たずに避難指示を出すようにしてください。	避難を含む防護措置については、国のO I Lに基づき、実施することとなります。 市内のモニタリングポストの数値がO I Lの基準を超えた場合は、屋内退避や避難など対象地域を迅速に決定出来るよう、国、京都府に対し、モニタリングカーの派遣を要請するなど、必要な措置を講じます。 ただし、ご指摘のように不測に危急を要する場合も想定しておくため、関連の記述を追加します。
	ウ 場合によっては国からの連絡を受けるよりも早くに、現場のモニタリングポストの数値が避難の判断基準の数値を上回る場合があると思われるため。	
避難計画 (P9) 7 自治会との連携	イ 自治会への名簿の提供は、事故が起こる以前から定期的に最新のものを提供しておくことが必要ではないでしょうか。 (法律的に難しいのかもしれませんが、なんらかの対策が必要だと思います)	市としては、最低限個人情報保護の点からも事故発生後の「警戒体制」となった時点ですべての自治会に最新の「住民名簿」を提供します。また、災害時要援護者については、「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき対応したいと考えています。事故が起こる以前からの提供の在り方については、法令的な点も合わせて引き続き問題意識を高くしながら、そのあり方を検討してまいります。
	ウ 事故が起きてから名簿による確認を行なっている場合は、要援護者を含む住民全員の搬送・移動に混乱が生じ、漏れがでてしまう可能性があると思います。	

意見をいただき、京丹後市原子力災害住民避難計画 (案) の4ページ、2の(1) [対応手順]の前に、次の語句を挿入し計画案を修正しました。

「なお、あつてはならない万々のケースではあるが、[対応手順]に厳格に依拠している場合は、不測に危急を要すると判断される場合は、市は迅速に避難を指示する。」